

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

2018年12月号 (Vol.4)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

(編集責任者: 弁護士 荒井 正児)

1. クルーズ船をホテルとして活用する際の課題等の整理
2. 外国人観光旅客利便増進措置に関する基準

1. クルーズ船をホテルとして活用する際の課題等の整理

・はじめに

2020年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会では多数の観光客が来訪することが見込まれておりますが、開催地周辺の宿泊施設の不足に対応するため、普段は旅客船として利用されているクルーズ船を大会期間中宿泊施設として活用することが現在検討されています。クルーズ船を宿泊施設として用いる場合、旅館業法等の関連規制との関係を整理する必要があるものとされており、平成30年3月5日には、クルーズ船のホテルとしての活用に関する分科会(ワーキンググループ)(第2回)による「クルーズ船をホテルとして活用する際の課題等整理内容の報告(以下「本報告」といいます。))において、関連規制の調整について一定の方向性が示されたところです。本ニュースレターでは、本報告で示されているクルーズ船を宿泊施設として用いる場合に問題となる関連規制の概要及び改正の動向等についてご紹介いたします。

・クルーズ船をホテルとして活用する際の関連規制

1. 旅館業法

旅館業法では、「宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」について、旅館業法上の営業許可を受けることとされています(旅館業法2条、3条1項)。通常のクルーズ船による運航は、貨客の運送を行うことを主な目的とし、宿泊はそれに伴う付随的行為であることから、「宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」にあたらないものとして、旅館業の許可の取得は不要とされてきました(昭和50年7月12日通知(「旅館業法の疑義について」環指第61号)反対解釈)。もっとも、本報告によれば、クルーズ船を一定期間係留させ、乗客以外の宿泊のみを目的とし、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業を行う場合には、付随的範囲を超えるものとして、旅館業法の許可が必要であるとの解釈が示されています。

したがって、クルーズ船を宿泊施設として活用する場合、旅館業法の許可を取得した上で、同法上の諸規制に服することが求められます。しかし、旅館業法では、衛生

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

上の観点から、窓のない客室を設けてはならないこととされており（「旅館業における衛生等管理要領」 施設設備 第 1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準 11（3））、クルーズ船には窓のない客室が設けられていることから、旅館業法との関係が問題とされていました。本報告では、「多数の来訪者が見込まれる大規模なイベント開催を前提とする、クルーズ船を活用した宿泊サービスに係る許可申請について、窓のない客室においても、自治体の判断により許可を与えることを可能とする旨の通知を发出する予定である」とされており、これを受けて平成 30 年 5 月 16 日に、一定の条件を満たす場合には、無窓の客室を含む施設に対して、イベントの開催期間に限定して、各自治体の判断により営業許可を与えて差し支えないものとする通知が発せられました（薬生衛発 0516 第 4 号）。同通知によれば、以下の から の全ての条件を満たすことが許可の条件とされています。

通常、貨客の運送に利用されている旅客室を有する船舶であること
多数の来訪者が見込まれる大規模なイベントが開催されることに伴って宿泊施設の需要が高まることから、各自治体において当該船舶に許可を与えることが必要であると判断すること
全客室のうち、無窓の客室が占める割合が、概ね 4 割程度以下であって、十分な照明設備と換気設備が無窓の客室に確保されており、営業者が宿泊者に対し、無窓の客室である旨を宿泊契約時に知らせること

したがって、オリンピック等のイベント期間中クルーズ船を宿泊施設として活用する場合には、事業者は上記 から の条件を満たした上で旅館業法に基づく営業許可の申請をする必要があります。

2. 出入国管理及び難民認定法（入管法）

従来クルーズ船の乗組員の上陸期間は、一港のみに寄港する場合は上限が 7 日、二港以上に寄港する場合でも上限が 15 日と定められていました（改正前出入国管理及び難民認定法施行規則 15 条 3 項 1 号イ・ロ）。しかし、クルーズ船の宿泊施設としての活用に伴い日本国内の港に比較的長期に係留することとなる場合に乗員の健康管理や人員配置を容易にするため、上陸期間の延長が課題とされており、同報告においても上陸期間を延長する方針であることが示されていました。これを受けて平成 30 年 9 月 4 日には「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務二一）」が公布・施行され、入国審査官が特別の事由があると認めるときは、一港のみに寄港する場合でも上限が 15 日に延長されることとなりました（改正後同施行規則 15 条 3 項 1 号ロ）。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

3. 関税法関係

本報告では、係留中の外国クルーズ船内における飲食物の提供は「外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合」(関税法 2 条 3 項)に該当することが示されており、外国クルーズ船内で飲食物を提供する場合には、食材等についてあらかじめ輸入許可(関税法 67 条)が必要であり、許可に際し必要な税(関税、消費税等)を納付する必要があることとされています。

. おわりに

近年、民泊等の普及により、ホテルや旅館等の従来の宿泊施設以外の市場が急速に拡大しています。クルーズ船もホテルや旅館に代わる宿泊施設として注目を集めており、今後拡大が予想されるインバウンド市場において重要な役割を果たすことが期待されることです。他方、上記のとおり、クルーズ船はその内部構造や外国乗組員・貨物を国内に流入させる可能性がある点で通常のホテル等とは異なっており、それに伴う関連規制に適切に対処する必要があります。今後クルーズ船を宿泊施設として活用することを検討している事業者においては、自らの船舶の構造や船内で提供されるサービスの内容等が関連規制を遵守するものとなっているか留意する必要があります。

弁護士 佐伯 優仁

☎ 03 6266 8523

✉ masahito.saeki@mhmjapan.com

弁護士 小中 諒

☎ 03 5220 1828

✉ ryo.onaka@mhmjapan.com

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

2. 外国人観光旅客利便増進措置に関する基準

. はじめに

近年、訪日外国人観光旅客数の急増に加え、外国人観光旅客の旅行形態の変化（団体旅行（パッケージツアー）から個人旅行（FIT）への移行、スマートフォンを活用した旅行スタイルへの変化、都市部から地方部への観光の広がり、リピーター数の増加等）に伴い、外国人観光旅客の受入環境に対するニーズも多様化、高度化してきています。

かかる背景を踏まえ、平成 30 年 4 月に外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）を改正する形で、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（以下「国際観光振興法」といいます。）が定められました。同改正では、従前、公共交通事業者等¹に努力義務として課されていた多言語による情報提供促進措置の内容が拡充されるとともに、Wi-Fi 整備やトイレの洋式化等の外国人観光旅客の幅広いニーズへの対応を促す観点から、公共交通事業者等は新たに外国人観光旅客利便増進措置²を講ずることが努力義務として課され、当該措置に係る具体的な基準は観光庁長官が定めることとされていました³。

それを受けて、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律 7 条に規定する外国人観光旅客利便増進措置に関する基準（観光庁告示第 23 号）⁴（以下「本基準」といいます。）が平成 30 年 10 月 16 日付で定められ、同月 17 日付で施行されました。さらに、同基準の具体的な解釈指針、より望ましいサービス水準を示す目的で、「公共交通機関における外国人観光旅客利便増進措置ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）が公表されています。

本稿では、本ガイドラインの内容も踏まえた上で、本基準の内容について簡潔に解説します。

. 外国人観光旅客利便増進措置の内容

1. 外国人観光旅客利便増進措置の対象となる旅客施設及び車両等

本基準において、公共交通事業者等は、「公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設⁴及び車両等のうち外国人観光旅客の利用上重要なものとして、当該公共交通事業者等が選定したもの」（下線は筆者）について、外国人観光旅客利便増進措置を講ずべきとされています⁵。したがって、公共交通事業者等は、その事業の用に供す

¹ 国際観光振興法 2 条第 1 項各号。

² 詳細については、後記「. 外国人観光旅客利便増進措置の内容 2. 外国人関係略利便増進措置」をご参照ください。

³ 国際観光振興法 7 条。

⁴ 国際観光振興法 2 条 2 項各号。例えば、鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル等が該当します。

⁵ 本基準第 1 項。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

る全ての旅客施設及び車両等に対して外国人観光旅客利便増進措置を講ずる必要はありません。

ここで、「外国人観光旅客の利用上重要な旅客施設」とは、多数の外国人観光旅客が利用する又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる旅客施設や、乗換が必要となる起終点又は中間の旅客施設をいい、また、「外国人観光旅客の利用上重要な車両等」とは、多数の外国人観光旅客が利用する又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる車両、事業者、船舶、航空機をいうとされています⁶⁷。

そのため、公共交通事業者等は、これらの点を勘案した上で、外国人観光旅客のニーズを踏まえて、外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき旅客施設及び車両等を選定する必要があります。

2. 外国人観光旅客利便増進措置

(1) 概要

本基準において、外国人観光旅客利便増進措置として講ずべき事項として、以下の7項目が挙げられています⁸。

外国語等による情報の提供
インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置
座便式の水洗便所の設置
クレジットカードによる支払を可能とする券売機等の設置
交通系 IC カード利用環境の整備
荷物置き場の設置
インターネットによる予約環境の整備

また、本基準には掲げられていない（すなわち、努力義務の対象とはされていない）ものの、公共交通事業者等が外国人観光旅客に対して利便増進措置を講ずる際にさらに望まれる事項（推奨事項）についても、本ガイドラインでは取り上げられています。

以下、それぞれについて、概要を説明します。

(2) 外国語等による情報の提供

外国語等による情報の提供については、「情報提供に係る手段」、「情報提供に係る言語」、「情報提供に係る場所及び内容」並びに「事故、災害等の発生に伴い、著し

⁶ 本ガイドラインによると、鉄軌道車両については、特急列車等の優等列車がある場合はそれを優先し、バス車両については、高速バス、空港連絡バス等の車両がある場合はそれを優先することとされています。

⁷ 本ガイドライン参照。

⁸ 本基準第2項各号。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

い運行（運航を含む。以下同じ。）の遅延その他の異常な状態が発生した場合における情報提供」という4つの観点から基準が定められています。

イ 情報提供に係る手段

情報提供については、文字、ピクトグラム、図表類又は音声を用いて、情報提供に係る場所及び内容に応じた適切な手段で実施する必要があり、例えば、旅客施設や場所の案内等については案内標識を用いる、運行に関する情報（出発時刻、種別、行先、運行状況等）については可変式情報表示装置を用いることとされています。さらに、旅客施設や車両等での案内標識や可変式情報表示装置、多言語音声翻訳システムの活用⁹、案内係員や案内放送等の情報提供手段を使い分け、相互に補完させることが求められます。

ロ 情報提供に係る言語

情報提供に係る言語としては、日本語に加え、英語を基本とする（必要に応じてピクトグラムを組み合わせる）こととされています。

ハ 情報提供に係る場所及び内容

旅客施設及び車両等のほか、ウェブサイト等において、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための必要となる情報を提供するとともに、旅客施設及び車両等においては、外国人観光旅客が必要な情報を連続的に得られるように、利用者の動線及び視線を考慮して情報提供を行うこととされています¹⁰。

より具体的には、旅客施設においては、「方向を指示する情報」は動線に沿って適所に、「施設の存在を示す情報」は当該施設の間近で、利用案内のための情報は旅客施設から公共用通路に直接通ずる出入口付近、乗換口付近等において外国語等で提供するほか、規制情報（禁止、注意、指示灯の利用者の行動を規制するのに必要な情報）の提供も要請されています。

また、車両等においては、車両等の内部、車体の前面・側面等や搭乗口・乗船口等に、外国語等で行先、種別、乗車方法及び支払方法等に関する情報提供を分かりやすく行う必要があります。

さらに、ウェブサイト等による情報提供としては、スマートフォンにも対応したウェブサイトや携帯可能なパンフレット等により各種サービス内容及び利用方法に

⁹ 職員による外国語案内が困難な場合には、多言語音声翻訳システムを活用して外国人観光旅客の案内を行うこととされています。

¹⁰ なお、努力義務の対象とはされていませんが、本ガイドライン上、鉄軌道事業者の路線及び路線バス事業の運行系統に対して、それぞれ固有のアルファベットやアラビア数字の組合せ等を付与すること（ナンバリング）により、外国人観光客が容易に識別できるようにするとともに、かかるナンバリングを路線図、系統案内図、案内標識、ウェブサイト等における案内に活用することが望ましいとされています。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

ついでに情報を提供することとされています。

二 事故、災害等の発生に伴い、著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合における情報提供

運行の遅延、休止等に関する最新の情報を迅速に提供するとともに、通常用いている情報提供に係る手段が使用できない場合であっても、他の対応可能な手段（例えば、ホワイトボードや張り紙、可変式情報表示装置、SNSを含むウェブサイト等）を組み合わせることで情報提供を行うこととされています。特に、旅客施設については、券売機、乗車船券売り場等も含め、旅客動線を考慮したきめ細やかな情報提供を行う必要があります。

（３）インターネットを利用した観光に関する情報の閲覧を可能とするための措置

旅客施設及び車両等において、公衆無線 LAN 等を整備するとともに、かかる公衆無線 LAN 等の利用に際して初期登録や利用規約への同意が必要な場合は、外国語等を用いてその旨を案内するとともに、外国人観光旅客が容易に利用できる方式とすることが求められています。さらに、公衆無線 LAN 等が利用できる場所を、ピクトグラム等を用いた掲示により案内することが必要となります。

（４）座便式の水洗便所の設置

旅客施設及び車両等の便所に設置する便器（小便器を除く。）は、原則として座便式のもの（いわゆる洋式トイレ）とし¹¹、多くの外国人観光旅客が利用する便所においては、便所の使用方法等を外国語等を用いた掲示により案内する¹²ことが必要となります。

（５）クレジットカードによる支払を可能にする券売機等の設置

長距離又は優等の乗車船券の購入が多い旅客施設においては、クレジットカードによる支払を可能とする券売機等を設置するとともに、クレジットカードによる支払が可能であることを外国語等を用いた掲示により案内すること¹³とされています。

（６）交通系 IC カード利用環境の整備

旅客施設又は車両若しくは自動車においては、交通系 IC カードを利用できる環境を整備することとされており、交通系 IC カードが利用できること及び利用方法を外

¹¹ なお、和式トイレの利用者のニーズに一定程度配慮することは妨げないとされている一方で、洋式トイレと和式トイレが混在する場合は、便所付近においてピクトグラムにより分別できることが望ましいとされています。

¹² 便器洗浄ボタン等の操作系設備の案内については、ピクトグラムなどを活用することが望ましいとされています。

¹³ さらに、クレジットカードのロゴマーク等により対応可能なクレジットカードを案内することが望ましいとされています。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

国語等を用いた掲示により案内することとされています。

(7) 荷物置き場の設置

長距離の利用が見込まれる又は空港への直接のアクセスに利用される鉄道車両又は軌道車両の内部においては、大型荷物が複数収納できる荷物置き場を乗客の利便性を考慮した箇所に設置し¹⁴、設置箇所及び利用方法について外国語等を用いた掲示により案内することとされています。

(8) インターネットによる予約環境の整備

外国人観光旅客がウェブサイト等により座席等指定券及び企画乗車船券を予約できる環境を整備するとともに、予約に係るウェブサイト等においては、予約するために必要な情報¹⁵を外国語等を用いて案内することとされています。

(9) その他の推奨事項

本基準には掲げられていないものの、公共交通事業者等が外国人観光旅客に対して利便増進措置を講ずる際にさらに望まれる事項（推奨事項）についても、本ガイドラインでは取り上げられています。

これらの推奨事項としては、「多言語対応券売機の設置」、「企画乗車船券¹⁶の造成」、「観光案内所の整備」、「荷物を持たずに旅行できる環境の整備」、「自転車の利用者への対応」、「多様な文化・生活習慣を有する外国人観光旅客への対応¹⁷」が挙げられています。

3. 実施予定時期

公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき時期については、施設整備の対象によって支出の規模が異なることから、資本的支出による整備が必要な措置（整備にあたり減価償却を必要とする、投資規模の大きな施設整備）と経常的支出により可能な措置（減価償却を伴わない年度毎の支出による措置）の区分に応じて定められています。

上記については、当該措置を講ずべき旅客施設及び車両等の償却期間等を考慮しつつ、できる限り速やかに実施することとされており、整備に際しては、減価償却期間、車両の法定耐用年数や自社の更新計画に基づく期間から設定することとされてい

¹⁴ ロングシート車両の導入やフリースペースの設置により、空間を確保することで対応することでも可能とされています。

¹⁵ ガイドライン上、予約するために必要な情報の例としては、乗車船区間、販売金額、乗車・乗船方法、利用する列車・便及び座席の指定、車内設備、購入後の内容変更・キャンセル規程等が挙げられています。

¹⁶ 企画乗車船券の種類としては、「特定のエリアが乗り放題となるタイプ」、「空港と主要駅等、特定の2地点を往復するタイプ」、「提示によって周辺施設の割引特典等の機能があるタイプ」及びその組合せ等が考えられます。

¹⁷ 例えば、旅客施設に礼拝室を設置する等がこれに該当します。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

ます。

また、上記 については、できる限り速やかに実施することとされており、自社の各年度の予算規模を考慮して実施期間を設定し、計画を設定した年次の1年以内に着手し、着手後1年以内を目途に実施し、その後も継続的に見直しを行うものとされています。

． おわりに

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に加え、2025年の大阪万博の開催も決定し、日本を訪れる外国人観光旅客の数は今後ますます増加することが予想されます。こうした状況のもと、本基準及び本ガイドラインは、外国人観光旅客がより円滑に公共交通機関を利用できるように政策的な対応を行ったものとして評価されます。本基準及び本ガイドラインは国際観光振興法に定められている努力義務を具体化するとともに、より望ましいサービス水準を示すものに過ぎませんが、本基準及び本ガイドラインに触れられている内容は今後公共交通事業者等が新たな取り組みを行う際のスタンダードになる可能性が高いと思われます。このことから、公共交通事業者等においては、本基準及び本ガイドラインの内容を十分認識するとともに、新たに行う取り組みや設置する施設等が本基準及び本ガイドラインの内容に適合しているといえるかについて常に意識することが望ましいと考えられます。

弁護士 高宮 雄介

☎ 03 6266 8744

✉ yusuke.takamiya@mhmjapan.com

弁護士 山本 義人

☎ 03 6266 8993

✉ yoshito.yamamoto@mhmjapan.com

NEWS

- Arkrapol Pichedvanichok 弁護士が Chandler MHM に加入いたします
Arkrapol Pichedvanichok 弁護士が、Chandler MHM の M&A グループの共同代表かつシニアパートナーとして、2019年1月に、Chandler MHM に加入いたします。同弁護士は、Allen & Overy 法律事務所のパートナーとして13年間に亘って際立った実績を有しており、また、直近では、Allen & Overy 法律事務所のバンコクオフィスのコーポレート部門の代表を務めておりました。

同弁護士は、コーポレート/M&A 及びキャピタル・マーケットを専門とし、特にクロスボーダー、ジョイント・ベンチャー、国内外のエクイティ・ファイナンス

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

取引に精通しています。また、同弁護士は、エネルギー、天然資源、不動産、自動車産業、及び高価値の製造業において深い知見を有しています。

Chandler MHM の代表である、河井 聡 弁護士は、「Arkrapol Pichedvanichok 弁護士が、当事務所の M&A チームに加わることを大変嬉しく思っています。彼は、タイの M&A マーケットにおいてリーディング・ロイヤーの一人として認められており、彼の加入によりタイ及び東南アジアにおける当事務所のクライアントの皆様に対して、これまで以上に良いサービスを提供できると確信しています。そして、Ratana Poonsombudlert 弁護士を筆頭とし、またその他の 25 名のチームメンバーから構成される既存のチームメンバーに Arkrapol Pichedvanichok 弁護士が加わることで、当事務所の M&A グループ及び他のプラクティス・グループを含めた事務所全体の成長につながると考えています。」と述べております。

- Khin Cho Kyi 弁護士がヤンゴンオフィスの外部アドバイザーに就任いたします
Khin Cho Kyi 弁護士が 2019 年 1 月 1 日付でヤンゴンオフィスのシニア・リーガルアドバイザーに就任いたします。

Khin Cho Kyi 弁護士は、ミャンマーの公的機関および民間で 40 年以上の法務実務の経験を有する弁護士です。その間、ミャンマーのみならず国際的にも広範囲にわたってネットワークを築いてまいりました。同弁護士は、ミャンマーの民間企業や外資企業、多国間の国際財団、金融機関、各国大使館、海外の法律事務所などのリーガルアドバイザーを務めてまいりました。

Khin Cho Kyi 弁護士は、Chambers Global 2018 および Chambers Asia-Pacific 2018 の個人弁護士部門の Band 1 にランクされています。

ヤンゴンオフィスの共同代表の武川 丈士 弁護士は「ミャンマー最良の法律家として広く知られる Khin Cho Kyi 弁護士をアドバイザーとしてお迎えできて大変嬉しく思っています。2017 年の Win Naing 弁護士入所に続き、Khin Cho Kyi 弁護士をチームに迎えることで、クライアントにトップクオリティの法的アドバイスと幅広いリーガルサービスを提供できるようになります。我々は、引き続きミャンマー政府が行う立法の起草支援を行い、当局が法に則った行政の運営を実施できるよう支援してまいります。」とコメントしています。

Khin Cho Kyi 弁護士は、引き続き Myanmar Legal Services Limited のマネジングディレクターも兼務いたします。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com